

（社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定のオランダ王国政府による暫定的な適用に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の交換公文）

（オランダ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定（以下「協定」という。）に関し、協定が第三十一条1の規定に従い効力を生ずるまでの間、オランダ王国政府は、協定の署名の日の翌々月の初日から協定の第五条1及び第三十一条2の規定を暫定的に適用するものとし、かつ、いずれの一方の政府も、三箇月前に書面により通告することによりこの暫定的適用を終了させることができることについて、オランダ王国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で了解に達したことを、オランダ王国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、更に、この書簡及び閣下の返簡がオランダ王国政府と日本国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千八年二月二十一日にハーグで

オランダ王国

社会・雇用大臣 J・P・h D

オランダ王国駐在

日本国特命全権大使 渋谷實閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(オランダ側書簡)

本使は、日本国政府がオランダ王国政府の前記の提案を受諾するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府とオランダ王国政府との間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを確認することを、日本国政府に代わって通報する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千八年二月二十一日にハーグで

オランダ王国駐在

日本国特命全権大使 渋谷 實

オランダ王国

社会・雇用大臣 ヤン・ピート・ヘイン・ドナー閣下

